

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年4月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1700231号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1800001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社を平成 27 年 4 月 30 日に退職したので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 5 月 1 日になるはずだが、厚生年金保険の被保険者記録によると、同被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日となっている。調査の上、平成 27 年 5 月 1 日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る退職証明書（写）には、請求者が平成 27 年 4 月 30 日付けで同社を退職したことを証明する旨記載されているところ、オンライン記録によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成 27 年 5 月 1 日と記録されていたが、請求者が当該被保険者資格を喪失した後の同年 10 月 5 日付けで、同年 4 月 1 日に遡及して資格喪失日の記録が訂正されている上、請求期間当時、同社には滞納保険料があったことが確認できる。

一方、A社から提出された請求者に係る平成 27 年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）（写）において、同年 4 月分（同年 5 月支払）の報酬の支払額及び社会保険料等の控除額が記載されていないところ、同社の取締役であった請求者は、当該報酬が支払われないことを了承し、当該報酬の支払を受けることを放棄した旨回答している上、事業主は、当該報酬を支払わないことについて、請求者と合意しており、同年 4 月分の厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、日本年金機構は、前述の請求者に係る被保険者資格喪失日の遡及訂正について、事業主から当該被保険者資格喪失日訂正の届出が提出された際、添付された源泉徴収簿（写）において、請求者の請求期間に係る報酬の支払がないことが確認でき、労務の提供に対する報酬の支払がない場合、使用関係があるとは認められず、社会保険の加入要件には該当しないため、

当該届出を受理した旨回答している。

以上のことから判断すると、前述の請求者に係る被保険者資格喪失日の訂正は、事実に即したものであると認められる。

また、前述のとおり、A社から提出された源泉徴収簿（写）には、同年4月分の報酬の支払額及び社会保険料等の控除額が記載されていない上、同社において、請求者と同様に、遡及して資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できる者及び請求期間に被保険者記録が確認できる者に照会したものの回答が得られず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。